



# 会 社 法

鈴 木 竹 雄  
竹 内 昭 夫

法律学全集

28



有 菲 閣



## 法律学全集 28

## 会 社 法

昭和 56 年 7 月 25 日 初版第 1 刷発行  
昭和 56 年 9 月 15 日 初版第 2 刷発行

定価 3,300円

著 作 者	鈴 内 昭 夫
	すず たけ あき おお たけ うち あき おお 竹 内 昭 夫

発 行 者	江 草 忠 允
	え くさ ただ あつ 江 草 忠 允

印 刷 者	青 木 勇
	せい き ゆう 東京都青梅市根ヶ布 1 ~ 385

発 行 所	株式会社 有斐閣
	電話 東京 (264) 1-3-1-1 (大代表) 郵便番号 [101] 振替口座 東京6-370番 本郷支店 [113] 文京区東京大学正門前 京都支店 [606] 左京区田中門前町44

印 刷	株 式 会 社 精 興 社
製 本	株 式 会 社 高 陽 堂
本文用紙	王子製紙株式会社 春日井工場
クロス	ダイニック株式会社

© 1981、鈴木竹雄・竹内昭夫。Printed in Japan  
落丁・乱丁本はお取替えいたします。

3332-005281-8611

## 法律学全集

28

第六一回配本

別 卷  
綜合総索引  
引 換 券

全60巻分本引換券  
を切り取り注意して  
御保管願います。



## はしがき

私は、本「法律学全集」の編集委員の一人として、第一回に配本した『手形法・小切手法』（第三二巻）を執筆した。そのうえ、『証券取引法』（第五三巻）も引き受け、河本一郎教授の御協力を得て、これを刊行した。さらに、『会社法』（第二八巻）の執筆まで引き受けていたので、その負担を強く感じていた。しかし、日ごろ雑務に妨げられてなかなか取りかかる余裕がないため、つい延び延びになってしまった。もっとも、それにはもう一つ、会社法が非常にしばしば改正され、そのために書きにくいという事情もないではなかった。

ところが、私は昭和五二年の夏、思いもかけぬ脳出血の発作のために、半年余も入院生活を余儀なくされ、幸いに右手と言語障害は免れたものの、再発をおそれて健康に配意しなければならなくなつたので、今まで背負っていた荷をできるだけ軽くするため、できるものからほかの人に代わっていただくことをしたが、この『会社法』の執筆はそうもいかないのでつい延び延びになつっていたのであるが、「法律学全集」は、刊行を始めてからもう二〇年余になり、何としてもその完結を急がなければならないという事情があるため、やむをえず東京大学の竹内昭夫教授にお願いをして、その協力によって懸案を果たそうと考えたわけである。しかし、竹内教授も非常に多忙なので、さらに松岡誠之助東京都立大学教授、前田庸學院大学教授、および田村諱之輔上智大学教授の諸氏を煩わせて原稿執筆を分担していただき、それを竹内教授が総括するというようなことでようやくにしてできあがったのが本書である。

私は、以前に弘文堂刊行の「法律学講座」の一巻として『会社法』を書いているが、それは教科書として用いることを主眼としているために、相当簡潔なものにすぎないので、「法律学全集」の一巻としては、判例や学説を引用し、内容的

にもつと掘り下げるにしなければならないことはもちろんであって、いわばその仕事を前記の諸君にお願いしたわけである。

もつとも、昭和四九年以來、株式会社法の全面的改正の作業が進められていて、やがてその成立が予想される段階で原稿の執筆が行われたため、時期的には必ずしも適切とは言えなかつたようである。しかし、改正法の規定自体を引用することはできなかつたが、改正の試案および要綱をもとに執筆しているうえ、巻末に試案と要綱とを掲げ、さらに新旧条文の対照表を載せ、そのうえ新法と要綱との比較説明を「しおり」（別紙）に収録しているので、改正法が成立した今日においても十分利用していただけると思う。

私は、本書が刊行されるにいたつたことについて、竹内教授はもちろんのこと、松岡、前田、田村の諸教授に対しても、また有斐閣編集部の諸氏に対しても、心から謝意を表したいと思う。

昭和五六年六月

鈴木竹雄

有斐閣創業80周年記念出版

# 法律学全集 内容

卷数・書名・執筆者

全 60 卷

編集顧問

編集委員

6 行政法総論

田中二郎

我妻栄

鈴木竹雄

7 I 行政組織法〔新版〕

佐藤功

7 II 公務員法〔新版〕

鶴飼信成

横田喜三郎

田中二郎

8 地方自治法

俵静夫

宮沢俊義

石井照久

9 国家補償法

今村成和

## 法一般

1 法哲学概論

加藤新平

\* 9 II 行政争訟法〔新版〕

雄川一郎

2 法学概論

我妻栄

10 財政法

田中二郎

3 憲法

林田和博

11 租税法

杉村章三郎

4 国憲法

宮沢俊義

12 I 警察法〔増補版〕

田中二郎

5 I 憲法〔新版〕

黒田四郎

13 II 公企業法〔新版〕

柳瀬良幹

6 II 公物營造物法〔新版〕

原龍之助

14 III 公用負担法〔新版〕

柳瀬良幹

† 印は未刊  
\* 印は新版  
増補版の近刊

27	26	25	25	24	23	22	I	事務管理	不當利得	(新版)	債權	担保物權法	民法	物權	17	16	16	15	15	15	*
商法	借地	不動產	登記法	・	借家法	相籍	I	行為	不当利得	(新版)	總約法	總論	總則	則	法	II	医事法	教養法	III	水法	土交法
總則	(新版)	(新版)	(新版)	(新版)	(新版)	族		(增補版)	(新版)	(新版)	法	(新版)	法	法			事法	育法	通地法	通信法	
大隅健一郎	星英一郎	野英一郎	代通	幾知久	谷口	泉久	中川	我妻	加藤	坂佐	来栖	於保	高木多喜	木橋	川島	高磯島	兼辰	金澤	田中	國部	
				之	善	久	善	二郎	三郎	佐一郎	一郎	二郎	雄	木誨	木武	島	子	良五	二郎	仁敏	
																	司郎	仁	二郎		

39	39	38	38	38	38	37	36	36	I	強制執行法	強制執行法	民事訴訟法	民事訴訟法	判決	33	33	32	31	30	29	28
競會社更生法	仲裁法	民事調停審判法	家事審判法	人事審判法	人訴訟法	破産手続法	強制執行法	強制執行法		各論	和議法	手續法	各論	判決	II	信託法	社債法	保險法	航空法	海商法	會社法
(新版)	(新版)	(新版)	(新版)	(新版)	(新版)	(新版)	(新版)	(新版)		(新版)	(新版)	(新版)	(新版)	(新版)		(新版)	(新版)	(新版)	(新版)	(新版)	
斎藤秀夫	松田二郎	小山昇	小山昇	小山昇	小山昇	山木克己	山木克己	山木克己		中田淳	中田淳	宮脇幸彦	宮脇幸彦	大維	三ヶ月	竹下子	四宮守	鴻井大	石井鈴	西原常夫	内昭雄

## 刑 事 法

49	48 II	48	47	46	45		44	43	42	42 II	41	40
社	公業體等勞動關係法〔新版〕	勞動法總論〔增補版〕	勞動關係法〔新版〕	勞動關係法〔新版〕	勞動關係法〔新版〕		少矯刑事件	特別訴訟法	行政刑法〔新版〕	勞動刑法總論〔新版〕	刑法各論〔新版〕	刑法總論〔增補版〕
會	保	障	基	準	合	法	年	正保護法	刑法	刑法	刑法	刑法
福	大	塚	平	野	龍	一	仁	平	田	藤	宗信光	木村龜二
俊	高	平	平	野	龍	一	仁	平	田	藤	重	阿部純二增補
吾	峯	野	有	泉	石川井	萩澤彦照	大塚	塚	平	平	平	木村龜二
妻	村	村	村	村	吉右衛門	増補久	高	高	高	高	高	高
光	光	光	光	爾	亨		田	田	田	田	田	田
郎	郎	郎	郎	郎			福	福	福	福	福	福

## 產業法・無体財產法

†	別卷	60	59	58	57	56	55	54	54 II	54 I	53	52 II	52 I	51	50
	綜合總索引	國際私法各論〔新版〕	國際私法〔新版〕	國際私法〔新版〕	國際私法〔新版〕	國際私法〔新版〕	國際私法〔新版〕	國際組織法〔新版〕	國際組織法〔新版〕	國際組織法〔新版〕	國際組織法〔新版〕	國際組織法〔新版〕	國際組織法〔新版〕	農業法	農業法
		折山江	池高	田横	田畠	田畠	田畠	上柳	山本	豐崎	西河鈴	今村	金澤我	加藤	
		茂田	原野	岡良	喜三郎	喜三郎	喜三郎	克桂	桂	光	木本	本木	島妻良	一	
		嶺英季	雄良	一郎	一郎	一郎	一郎	一郎	一郎	一郎	一郎	一郎	和雄	陸榮郎	
		豊文雄	一												

# 目 次

第一章 総 論	一	第二章 株式会社	一
第一節 序 説	一	第一節 総 説	一
第一款 会社の経済的機能	一	第一款 概 念	一
一 個人的立場からみた経済的機能	一	一 株式会社の概念	一
二 社会的立場からみた経済的機能	三	二 株 式	三
第二款 会社の法的規整	三	三 有 限 責 任	三
一 会社法の觀念	三	四 資 本	三
二 会社法の法源	五	一 機 構 の 特 色	五
第二節 会社の概念	六	二 経 済 的 機能 の 特 色	七
一 社 団 性	六	三 法 的 規 整 の 特 色	九
二 法 人 性	八	第三款 沿革および近時の動向	三
三 営 利 性	三	一 起 源	三
第三節 会社の種類	五	二 法 制 の 变 遷	三
一 商法上の三種の会社と有限会社	五	三 わが国における会社法の發展とその特色	三
二 人の会社・物的会社	七		
三 一般法上の会社・特別法上の会社	八		
第二節 設 立	三		

## 目 次

第一款 総 説	三	第六款 設立 登記	四
一 特 色	二	一 登記手続・登記事項	五
二 手続の概説	四	二 登記の効果	六
三 設立中の会社	五	第七款 設立に関する責任	七
四 発起人組合	六	一 責任の主体および態様	八
第二款 定款の作成	七	二 責任の実現	九
一 発起人	八	第八款 設立無効および不成立	十
二 定款の作成方式	九	一 設立無効	十一
三 定款の内容	十	二 会社の不成立	十二
第三款 株式発行事項の決定	十一		
第四款 発起 設立	十二	第三節 株 式	十三
一 株式の引受	十四	第一款 総 説	十五
二 出資の履行	十五	一 概 念	十六
三 取締役・監査役の選任	十六	二 額面株式・無額面株式	十七
四 設立経過の調査	十七	第二款 株主の権利	十八
第五款 募集 設立	十八	一 総 説	十九
一 株式引受	十九	二 株主平等の原則	二十
二 出資の履行	二十	三 権利の分類	二十一
三 創立 総会	二十一	四 権利の内容による株式の種類	二十二
			二十三
第三款 株主の義務	二十三		

一 総 説	六
二 払込義務と資本の充実	九
三 招 集	六
四 議 決 権	七〇
五 議事および決議	九
六 決議の瑕疵	八七
<b>第四款 株券および株主名簿</b>	一〇〇
一 株 券	一〇〇
二 株 主 名 簿	一六
<b>第五款 株式の譲渡</b>	一三
一 総 説	一三
二 株式譲渡の自由	一三
三 株式の譲渡方法	一九
四 権利の行使	一四
五 善意取得	一五
六 株式の担保差入	一四
<b>第四節 機 関</b>	一九
第一款 総 説	一九
一 機関の分化	一九
二 法と実際との乖離	一六
三 会社と機関構成者間の関係	一六
<b>第二款 株 主 総 会</b>	一六
一 意 義	一六

二 権 限	九
三 招 集	九
四 議 決 権	九
五 議事および決議	九
六 決議の瑕疵	九
<b>第三款 取締役および取締役会</b>	九
一 総 説	九
二 取 締 役	九
三 取 締 役 会	一〇
四 代表取締役	一〇
五 取締役と会社との関係	一六
六 取締役と株主との関係	三四
七 取締役と第三者との関係	三六
<b>第四款 監 察 役</b>	三一
一 総 説	三一
二 選 任	三一
三 終 任	三一
四 職務・権限	三四
五 監 察 役 と 会 社 の 関 係	三五
六 監 察 役 と 株 主 の 関 係	三七

目 次

七	監査役と第三者との関係	三七
八	大会社の特例	三八
九	小会社の特例	三四
	第五款 檢査役	三四
	第六款 計 算	三四
	第一款 総 説	三四
	一 株式会社の計算に関する法規整の必要	三四
	二 計算に関する商法規整の推移	三四
	三 計算規定に関する法規整と解釈上の問題	三四
	第二款 計算書類	三五
	一 意 義	三五
	二 計算書類の承認手続	三五
	三 計算書類の内容	三六
	四 計算書類の方式	三七
	第三款 資本および準備金	三七
	一 総 説	三七
	二 資本の構成と表示	三七
	三 準 備 金	三七
	四 法定準備金	三八
	第五款 中間配当	三九
	一 緒 説	三九
	二 中間配当の性質	三九
	三 中間配当の要件	三九
	四 中間配当の手続	三九
	第六款 建設利息	三九
	一 緒 説	三九
	二 利息配当の要件	三九
	三 株主の經理検査権	三九
	第七款 利息配当請求権の性質	三九
	一 総 説	三九
	二 帳簿閲覧権	三九
	三 檢査役による業務・財産の調査	三九
	五 任意準備金(任意積立金)	八三
	六 利益配 当	八三
	一 利益配当の要件	八四
	二 緒 説	八四
	三 利益配当請求権	八七
	四 株式配当	八九

## 第六節 新株の発行

第一款 総 説	二八
一 序 説	二八
二 新株発行の諸態様	二九
第二款 通常の新株発行	二九
一 総 説	二九
二 新株引受権と有利発行	二九
三 新株発行事項の決定	三〇
四 新株発行の手続	三〇
五 違法発行に対する措置	三一
六 新株発行の無効	三六
第三款 特殊の新株発行	三〇
一 総 説	三〇
二 株式配当	三一
三 無償交付	三七
四 抱合せ增资	四〇
第五款 株式分割	四三
第六款 転換株式・転換社債の転換による新株発行	四六
第七款 吸収合併による新株発行	四七

## 第七節 定款の変更

第一款 総 説	二八
二 定款変更の諸場合	二九
第八節 資本の減少	三一
一 資本減少の意義と目的	三一
二 資本減少の方法	三二
三 資本減少の手続	三三
四 資本減少の効力	三四
五 資本減少の無効	三五
第九節 社 債	三六
第一款 総 説	三六
一 社債の意義と特色	三七
二 社債の種類	三八
三 社債と株式の異同	三九
第二款 社債の発行	三四
一 社債発行の制限	三四
二 社債の発行形態	三四
三 社債発行の手続	三四
第三款 各社債権者の権利	三五

目 次

八

第一款 合併の効果	三七
一 会社の消滅および変更・発生	三七
二 権利義務の承継	三八
第二款 第三款 合併の手続	四〇
一 総説	四〇
二 合併契約	四〇
三 貸借対照表の備置・公示	四〇八
四 合併決議	四〇九
五 債権者保護の手続	四一
六 株式割当の準備手続	四一
七 合併期日	四一
八 報告・創立総会	四三
九 登記	四五
第三款 第四款 合併の無効	四五
一 意義	四五
二 無効原因	四六
三 無効の訴え	四六
四 無効判決の効果	四八
第四款 第五款 分割	四八
一 意義	四八
二 合併の自由と制限	四九
三 合併の法律的性質	五五
第五款 第六款 総説	五六
一 権利の内容	五六
二 債券・社債原簿	五一
三 謾渡・質入	五一
第六款 第七款 特殊の社債	五八
一 担保附社債	五八
二 転換社債	五九
第七款 第八款 解散および清算	六三
一 総説	六三
二 解散	六三
三 清算	六六
第八款 第九款 第一〇節 合併	九一
一 意義と種類	九一
二 合併の自由と制限	九二
三 合併の法律的性質	九五
第九款 第一节 合併	一一
一 総説	一一

二 分割の方法 ..... 四九

第一二節 整理、会社更生および特別清算 ..... 四三

一 総 説 ..... 四三

二 整 理 ..... 四三

三 更生手続 ..... 四三

四 特別清算 ..... 四三

第三章 合名会社 ..... 四三

一 総 説 ..... 四三

二 設 立 ..... 四三

三 合名会社の法律関係 ..... 四三

四 財産関係 ..... 四七

五 活動関係 ..... 四七

六 各種の変動 ..... 四七

七 会社の終了 ..... 四七

第四章 合資会社 ..... 四〇

一 総 説 ..... 三〇

二 合資会社の特徴 ..... 三〇

第五章 有限会社 ..... 三〇

一 総 説 ..... 三〇

〔付録〕 資料

株式制度に関する改正試案 ..... 四九

株式会社の機関に関する改正試案 ..... 四九

株式会社の計算・公開に関する改正試案 ..... 四九

商法等の一部を改正する法律案要綱 ..... 四九

商法・特例法新旧条文対照表 ..... 四九

改正法と要綱との比較説明 ..... 四九

「しおり」(別紙)

主 要 文 献 ..... 五〇

事 項 索 引

# 第一章 総論

## 第一節 序説

### 第一款 会社の経済的機能

一 個人的立場からみた経済的機能 会社は共同企業形態の典型的なものであつて、個人企業に対し、つぎのような長所と欠点とをもつてゐる。

(1) 企業者は利益の獲得を目的として資本と労力を投するが、その獲得する利益ができるだけ大きく、かつ、万一損失をこうむる場合にも、その負担ができるだけ小さいことを欲する。共同企業はこのよくな要請に個人企業よりも遙かによく応じうるものである。企業の規模が大きいと、効率があがり大きな利益が得られるから、多数の者の資本・労力を結合して共同企業を形成すれば、単独で企業を営む場合よりも、各人に帰する利益が大きい。<sup>(二)</sup> そのうえ、大規模な企業は経済の変動にたえる力が強く、しかも万一損失を受けた場合にも、多数の者が損失を分担する結果、一人あたりの被害が少なくてすむ。<sup>(二)</sup> したがつて、企業の規模が大きければ大きいほど、そしてまた共同企業を形成する人数が多ければ多いほど、共同企業の長所は発揮されるわけである。

(2) 会社は典型的な共同企業形態として、以上のように資本・労力を結合し、また企業危険を軽減する機能を持つてゐるが、その程度は会社の種類により、また規模により一様ではない。すなわち、少人数から成る会社は、個人企業の合同

のような観を呈し、資本の結合および危険の軽減の点ではそれほど多くを期待しえないが、労力の結合が可能であるのに對し、多人数から成る会社は、労力の結合が問題にならない代わり、資本の結合および危険の軽減の作用を十分に果たすことができ、巨大な永続的事業ないし危険性の大きい事業の成立をも可能ならしめる（三）。

(3) 会社は以上のような長所を持つ反面に、つぎのような欠点を持つてゐる。すなわち、企業者は利益の獲得を目的とするため、自己の利益のために他人の利益を犠牲にして顧みない傾向がありうるが、共同事業においては、その内部で一部の者が他の者の利益を犠牲にして自己の利益を追求したり、また企業が全体として外部の債権者の利益を侵害する事例が少くない。この点も会社の種類によつてその程度が違い、社員相互間に人的関係が存在し、社員自身が会社債権者に対し責任を負う場合には、このような弊害が少ないのである。この点も会社債権者に対する影響が大きい。出資をなすほんなら責任を負わない場合には、このような弊害が顕著にあらわれる。

(2) 資本・労力の結合 個人の能力は資本的にも労力的にも限度があるが、個人も消費貸借によつて他人の資本を利用し、また雇用契約によつて他人の労力を利用することができる。しかしその場合には、企業成績のいかんにかかわらず、企業者は約定した利息または報酬を支払わなければならず、また相手方も約定の利息または報酬しか受けえない。これに対して、資本・労力を提供して共同企業を形成する場合には、損失を生ずればそれを負担しなければならないという危険があるのである。この分配にあずかりうるという利点もある。

(1) 危険の軽減 こうむつた損失を大勢が分担すれば、一人あたりの負担額が少くなるのはもちろんであるが、企業者はさらには、企業に投下した資本の額を超えては危険を負担しないことを欲する。個人企業では無限責任を負担し、会社の社員にも同様のものがあるが、出資額以外に責任を負わない社員もあり、後者の場合には危険軽減の作用はきわめて大きい（一六頁以下参照）。

(三) 人的会社と物的会社 会社の経済的機能は、合名会社をその典型とする人的会社と、株式会社をその典型とする物的会社とによつて異なる。共同企業の特色は後者では顯著であるのに対し、前者は個人企業の集合のようなものであつて、共同企業の特色